

# 一般社団法人 楽健道協会

## 会員規約

### 第1条（目的）

この規約は、一般社団法人楽健道協会（以下「当協会」という。）の会員（第3条第1項に規定する。）の権利義務、会費、入退会等、会員活動の基本事項や、当協会が提供するサービスの利用に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（定義）

この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「スクール会員」とは、当協会が主催するスクール又は当協会が公認したスクール（以下総称して「当協会のスクール」という。）にて、所定の課程を修了して当協会に入会した個人であって、下記に掲げる種類の会員の総称をいう。

イ 「マスター会員」

当協会のスクールにて、マスター課程を修了した者であって、当協会に入会した者。

ロ 「ベーシック会員」

当協会のスクールにて、ベーシック課程を修了した者であって、当協会に入会した者。

ハ 「ファミリー会員」

当協会のスクールにて、ファミリー課程を修了した者であって、当協会に入会した者。

(2) 「認定トレーナー会員」とは、マスター会員であり、かつ、第5号ハ及びニで定義される「認定トレーナー1級」又は「認定トレーナー2級」の資格を保有する者をいう。

(3) 「グループ会員」とは、当協会のスクールにて、施術院の開業・営業に関する講座を修了した者であって、当協会の審査により、当協会の認定院として施術院を営業することを認められた者をいう。

(4) 「賛助会員」とは、当協会の事業を賛助するために入会した個人又は法人・団体であって、当協会において承認された者をいう。

(5) 「認定資格」とは、当協会のスクールにて、所定の課程又は講座を修了後、当協会が開催する資格認定検定に合格したスクール会員に対して当協会が付与する、下記に掲げる種類の資格の総称をいう。

イ 「楽健術師1級」

マスター会員であり、かつ、マスター会員として当協会に入会后、延べ300人に対し施術を行い経験積んだ者であって、楽健術師1級資格認定検定に合格した者に対して付与される資格。

ロ 「楽健術師2級」

ベーシック会員であり、かつ、ベーシック会員として当協会に入会后、延べ100人に対し施術を行い経験積んだ者であって、楽健術師2級資格認定検定に合格した者に対して付与される資格。

ハ 「認定トレーナー1級」

マスター会員であり、認定トレーナー2級の資格を取得し、かつ、楽健術師1級の資格を取得後、3年間の施術経験を積んだ者であって、所定の講師業に関する講座を修了後、認定トレーナー1級資格認定検定に合格した者に対して付与される資格。

ニ 「認定トレーナー2級」

マスター会員であり、楽健術師1級の資格を取得後、1年間の施術経験を積んだ者であって、所定の講師業に関する講座を修了後、認定トレーナー2級資格認定検定に合格した者に対して付与される資格。

### 第3条（会員）

1 当協会の会員種別は、スクール会員、認定トレーナー会員及びグループ会員を正会員とし、賛助会員を補助会員（以下総称して「会員」という。）とする。なお、正会員の会員種別は、併存することができる。

2 会員は、次の要件を満たすものであることを要する。

- (1) 当協会の趣旨、理念、目的に賛同し、そのために寄与できること。
- (2) 本規約・スクール規約・その他当協会が定める規定を遵守し、当協会の発展のために積極的に活動を行えること。
- (3) 納税義務を果たしていること。
- (4) 次の各号に定めるいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員。

ロ 暴力団関係企業。

ハ 暴力団準構成員。

ニ 総会屋等、社会運動・政治運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。

ホ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体に属している者又はこれらの者と取引のある者。

### 第4条（入会）

1 当協会に入会を希望する者は、本規約を承諾の上、当協会に入会申込書の提出及び初回支払分の月会費又は年会費の期限内の納入をし、当協会による承認を得た場合に、入会することができる。

2 前項の入会希望者が各申込書を提出した時に、本規約を承諾したものとみなす。

3 当協会が入会を承認した日を会員の入会日とする。但し、認定トレーナー会員については、「認定トレーナー1級」又は「認定トレーナー2級」の資格認定検定に合格した日を入会日とする。

### 第5条（入会の拒絶・不承認等）

当協会は、入会申込者が次のうち1つでも該当する場合には、入会を認めないことができる。

- (1) 各種申込書に偽名を含む虚偽内容が記載された場合。
- (2) 各種申込書の記入内容に漏れ又は明らかな誤記があった場合。
- (3) 入会申込者に本規約に反する事情が存する場合。
- (4) 入会申込後、一定の期間が経過しても、会費又は検定料の支払いがない場合。
- (5) 過去に当協会から除名されたことがある場合。
- (6) その他、当協会が入会を適当でないと判断した場合。

## 第6条（入会資格）

- 1 正会員は、当協会の基準に適した個人とし、次の各号に該当する者とする。
  - (1) 中学校卒業以上で、本規約・スクールの規約・その他当協会が定める規則、関係法規を厳守する者。なお、未成年者は親権者の同意書を各申込書に添えて提出しなければならない。
  - (2) 当協会のスクールにて、所定の課程を修了した者。
  - (3) 危険な施術行為を実施していない者。
  - (4) 当協会の会員としてふさわしい品位、社会的信用のある者。
- 2 補助会員は、当協会が承認した個人又は法人・団体であって、会費を納めた者とする。

## 第7条（会費）

- 1 会員は、当協会に対し、以下のとおり会費を支払うものとする。なお、会員が複数の会員資格を有する場合、当該会員は、各会員資格の会費を合計した金額を支払うものとする。
  - (1) スクール会員

イ マスター会員	月	10,000	円（消費税別）
ロ ベーシック会員	月	5,000	円（消費税別）
ハ ファミリー会員	年	12,000	円（消費税別）
  - (2) 認定トレーナー会員

イ 認定トレーナー1級資格保有者	月	15,000	円（消費税別）
ロ 認定トレーナー2級資格保有者	月	10,000	円（消費税別）
  - (3) グループ会員  
月 50,000 円（消費税別）  
但し、グループ会員が2院以上の施術院を当協会の認定院として営業する場合には、2院目以降、1院につき月15,000円（消費税別）を上記金額に加算するものとする。
  - (4) 賛助会員

イ 個人	年	10,000	円（消費税別）
ロ 法人・団体	年	80,000	円（消費税別）
- 2 会員が当協会又は当協会が指定する者が行う会員向けの講座やセミナーなどに参加する場合、会費のほかに、別途参加費用が必要となる場合がある。この場合、会員は当該参加費用を支払わなければならない。

- 3 当協会は、事前の告知をもって、第1項の会費を変更することができるものとする。

#### 第8条（会費の支払方法等）

- 1 前条第1項に定める会費が月会費の会員は、毎月末日までに、翌月分の月会費を当協会に支払うものとする。
- 2 前条第1項に定める会費が年会費の会員は、初年度分の年会費は、入会申込みの際に支払うものとし、翌年度以降の年会費は、会員資格の有効期間満了日の属する月の翌月末日までに、当協会に支払うものとする。
- 4 会員は、会費及び参加費用を、当協会が定める方法で支払うものとする。但し、支払いに伴い振込手数料等が発生する場合は、会員の負担とする。
- 5 会員が納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

#### 第9条（会員証・資格認定証）

- 1 当協会の会員となった者には、会員種別及び保有する認定資格に応じて会員証又は資格認定証等を発行する。
- 2 会員は、当協会又は当協会が指定する者が行う会員向けの講座やセミナーなどに参加する場合又は会員としての特典を受ける場合には、必ず会員証を提示しなければならない。
- 3 認定資格を有する会員は、認定資格を利用した自身の業務中やイベント等においては、常に資格認定証を携帯し、施術を行うときは、資格認定証を提示し、また、提示を求められた時にはそれに応じなければならない。
- 4 当協会が発行した会員証及び資格認定証等は、発行された本人以外に使用許諾、貸与、譲渡、担保に供する等を行うことは一切禁止する。
- 5 会員は、会員証又は資格認定証等を紛失した場合は、速やかに当協会に届け出て、再発行の手続きを行わなければならない。但し、再発行にかかる一切の費用は、会員の負担とする。

#### 第10条（認定資格の更新料・義務等）

- 1 認定資格を有する会員は、当協会に対し、当該資格の有効期間満了日の属する月の翌月末日までに、第7条第1項定める会費とは別に、更新料として金15,000円を、当協会が定める方法により支払うものとする。但し、支払いに伴い振込手数料等が発生する場合は、当該会員の負担とする。なお、当協会は、事前の告知をもって、更新料を変更することができるものとする。
- 2 当協会は、前項の規定により納入された更新料につき、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

#### 第11条（有効期間）

- 1 各会員資格及び認定資格の有効期間は、入会日又は資格認定検定合格日から1年間とする。
- 2 各会員資格は、有効期間満了日の2ヶ月前までに、会員から第24条に定める退会の申し出がなされない限り、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

- 3 会員が認定資格を更新する場合、有効期間満了日までに、当協会の指定する講義又は講座等を1回以上受講した上、当協会所定の更新手続を行い、当協会の承認を得なければならない。当協会がこれを承認した場合、当該認定資格の有効期間は、1年間更新されるものとする。

#### 第12条（サービス・特典）

- 1 当協会は、会員に対してサービス又は特典を提供する。但し、スクールの再受講に関する特典については、開催場所や開催回数を保証するものではなく、また会員は、再受講をする場合、当協会の定める「楽健道整体スクール受講規約」に従うものとする。
- 2 前項のサービス及び特典は別途当協会が定めるものとし、当協会は、当該サービス又は特典を、書面、電子メール又はWebサイトを利用して会員に案内する。
- 3 当協会は、第1項のサービス又は特典について適宜見直しを行い、Webサイトでの事前告知をもって、サービス又は特典の一部又は全部を変更、中断又は中止することができる。

#### 第13条（知的財産権の帰属）

- 1 会員に対するサービスによって提供される情報（文書・写真・画像、その他編集された全ての内容）に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等を含むがこれらに限定されない。）は、当協会に帰属する。
- 2 会員は、サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、当協会に無断で使用してはならない。
- 3 会員は、当協会の知的財産権に関して第三者の侵害又は侵害のおそれのある行為を発見した場合には、直ちに当協会に報告するものとする。

#### 第14条（秘密情報）

- 1 会員は、当協会から提供された情報及び本規約に関連する情報であって、営業上、技術上、財産上その他有益な情報及び秘密とされるべき情報（ノウハウ及びアイデアを含むがこれらに限定されない。）を、第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 2 会員が前項に違反した場合、当該会員が当該違反によって得た利益を当協会の損害とみなす。但し、当協会の当該会員に対する損害賠償請求は妨げない。

#### 第15条（名称等の利用）

- 1 スクール会員は、当協会の名称である「一般社団法人楽健道協会」の標章を、「一般社団法人楽健道協会〇〇会員」（〇〇には会員種別を記載）の表記方法に限り、使用することができる。
- 2 認定資格を有する会員は、自己の有する認定資格の種類に応じて「楽健術師1級」、「楽健術師2級」、「認定トレーナー1級」又は「認定トレーナー2級」の名称を使用することができる。また、当該会員は、これらの名称に「一般社団法人楽健道協会認定」又は「楽健道協会認定」の標章を付すことができるが、これらの標章を付す場合には、正確に表記するものとし、省略、変更等をしてはならない。

- 3 グループ会員は、自己の営業する施術院の名称に「一般社団法人楽健道協会認定院」又は「楽健道協会認定院」の標章、及び当協会のロゴマークの標章を付すことができる。但し、これらの標章を付す場合には、正確に表記するものとし、省略、変更等をしてはならない。
- 4 会員が本条に基づき本協会の名称等を使用する場合、当協会に対して事前に使用態様を書面により提出した上、当協会の承諾を得なければならない。但し、当協会が承諾した場合であっても、当協会が使用態様の変更又は使用の中止を要請した場合、会員はこれに従うものとする。

#### 第16条（会員情報の取扱い）

- 1 当協会は、会員が登録した情報及び会員によるサービスの利用履歴等の情報（以下「会員情報」という。）を適正に管理することに努める。
- 2 当協会の目的を達成するために、業務の外部委託等を必要とする場合には、当協会は、当該外部委託先との間で会員情報の秘密保持に関する協定を締結した上、利用目的の達成に必要な範囲で会員情報を当該外部委託先に対して提供することができるものとする。
- 3 当協会は、前項又は以下のいずれかに該当する場合を除き、会員情報を第三者に提供しない。
  - (1) 法令に基づく場合又は法令により要請される場合
  - (2) 本人の同意がある場合
  - (3) その他個人情報保護法等により、本人の同意を得ずに提供することが認められている場合
- 4 個人情報の取扱いに関する事項は、当協会のWebサイト上に掲載する「個人情報保護方針」が前3項に優先するものとする。

#### 第17条（認定トレーナー会員の権利義務等）

- 1 「認定トレーナー1級」の資格を有する認定トレーナー会員は、事前に当協会に申請書を提出し、当協会の承認を得た上、当協会が公認するスクール又はセミナー（以下総称して「スクール等」という。）として、ベーシック課程若しくはファミリー課程のスクール又は当協会が事前に認めた種類のセミナーを開催し、これらの講師を務めることができる。
- 2 「認定トレーナー2級」の資格を有する認定トレーナー会員は、事前に当協会に申請書を提出し、当協会の承認を得た上、当協会が公認するスクール等として、ファミリー課程のスクール又は当協会が事前に認めた種類のセミナーを開催し、これらの講師を務めることができる。また、当該会員は、「認定トレーナー1級」の資格を有する認定トレーナー会員が開催するスクール等のアシスタントを務めることができる。
- 3 認定トレーナー会員は、スクール等を開催する場合、当該スクールの新規受講者及び再受講者の受講料は、当協会が主催する同課程のスクール等の受講料といずれも同額としなければならない。

- 4 認定トレーナー会員は、スクール等を開催する場合、受講者に対し、受講料等を当協会が指定する金融機関の口座に振り込ませるものとする。なお、振込手数料は、受講者の負担とする。但し、当協会が指定するセミナー又は当協会が認めたセミナーについては、当該会員が自ら指定する金融機関の口座に振り込ませる等の方法により受講料等を受領することができる。
- 5 認定トレーナー会員は、スクール等を開催する場合、サービスレベル及び指導レベルの統一性と水準を維持するため、当該スクールの内容を、当協会が開催する同種類のスクール等と同一にするものとし、かつ、当協会又は当協会が指定する業者から各種のスクール等に必要な指導用教材を購入し、使用するものとする。なお、認定トレーナー会員は、受講者に提供する場合を除き、当該指導用教材を複製、翻訳、翻案、上映、上演、若しくは公衆送信（自動公衆送信にあっては、送信可能化を含む。）し、又は第三者に譲渡、貸与してはならず、また当該受講者に対してもこれらの行為を禁止させなければならない。
- 6 認定トレーナー会員は、スクールを開催した場合、当該スクールの受講後にベーシック会員又はファミリー会員となった受講者が十分に会員としてのサービス又は特典を受益できるようにしなければならない。例えば、当該スクールに新規受講者がいた場合には、当該スクールの開催日から1年の間に、当該スクールとは別に、合理的な方法でスクールの開催を告知した上、同課程のスクールを同一都道府県内で2回以上開催（当該新規受講者が再受講の申込みをしたにもかかわらず、定員超え等を理由に再受講を拒否された場合には、当該スクールは回数に含まない。）しなければならない。
- 7 認定トレーナー会員は、前項の規定に違反した場合、当該受講者につき受領した講師料その他一切の金銭を当協会に返還しなければならない。
- 8 当協会は、認定トレーナー会員の氏名等をWebサイトに掲載する。但し、掲載につき当協会が当該会員に対して義務を負うものではない。

#### 第18条（認定トレーナー会員の講師料）

- 1 認定トレーナー会員がスクール等を開催した場合、その講師料は、新規受講者及び再受講者の受講料等の総額の30%（消費税別）とする。但し、当協会が指定するセミナー又は当協会が認めたセミナーについては、当該会員は、当該受講料等の全額を講師料とする。
- 2 認定トレーナー会員は、毎月5日までに、当協会に対し、前月分の講師料の総額（前項但書きに規定する講師料は除く。）を記載した請求書を送付するものとする。当協会は、当該請求書に誤りがないこと及び当該請求書にかかる受講料等が受講者から入金済みであることを確認した場合、当該請求書記載の金額を、請求書受領後1ヶ月以内に、認定トレーナー会員が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。但し、振込手数料は、認定トレーナー会員の負担とする。
- 3 認定トレーナー会員は、スクール等を開催した場合、事前ないし事後に、新規受講者数及び再受講者数その他受講者に関する情報を当協会が指定する方法で適宜報告するものとする。

- 4 前項の報告の内容に誤りがあり、当協会が受領した受講料等に不足があった場合、認定トレーナー会員は、当協会に対し、不足額を支払うものとする。この場合、当協会は、認定トレーナー会員に対し、当該不足額にかかる講師料を支払わない。
- 5 認定トレーナー会員が当協会の承認を得ずに、スクール等の開催その他一切の全体の指導業務を行った場合、当該認定トレーナー会員は、これらにより得た売上の一切を当協会に支払うものとする。
- 6 認定トレーナー会員は、会員資格の有効期間中及び会員資格喪失後2年間、スクール等に関する売上資料、会計帳簿、その他の関係書類（なお、スクール等の受講者から受領した申込書、請求書及び領収書等を含むが、これに限られない。以下併せて「本件売上資料」という。）を保管しなければならない。
- 7 当協会は、第4項の報告の正確性を確認するため、認定トレーナー会員への10日前の事前の通知により、当該認定トレーナー会員の会員資格の有効期間中及び会員資格喪失後2年間、随時、本件売上資料を閲覧・検査（複写を含む。）できるものとする。

#### 第19条（グループ会員の権利義務等）

- 1 グループ会員は、自己の営業する施術院において、当協会のリーフレット及びパンフレット等を設置することができる。
- 2 グループ会員は、自己の営業する施術院の営業中、当協会が発行する認定証又は当協会が指定する看板を施術院内の見える場所に掲げなければならない。
- 3 当協会は、グループ会員が営業する施術院を、当協会が主催するセミナー、イベント等の参加者並びに当協会が提携する病院、スポーツ施設及び介護施設等に対して当協会の推奨院として紹介し、またWebサイトに掲載する等の方法により、当協会の推奨院として広告する。但し、紹介又は公告につき当協会が当該会員に対して義務を負うものではない。

#### 第20条（会員専用サイトの利用）

- 1 当協会がインターネット上に会員用サイト（以下「会員用サイト」という。）を開設した場合、会員に対して、会員用サイトにアクセスするためのログインID、パスワードを発行する。
- 2 会員は、当協会が発行したログインID、パスワードを厳重に管理し、定期的にパスワードの変更を行うなど適切に取り扱うものとする。
- 3 当協会は、会員のログインID、パスワードが第三者に漏えいしたことにより当該会員その他の第三者が被った損害について一切の責任を負わない。
- 4 会員は、会員用サイトへの利用に関して、次の各号に定める行為を行ってはならないものとする。
  - (1) 第三者に対し、ログインID、パスワードを開示又は漏洩する行為。
  - (2) 第三者に対し、方法の如何を問わず会員用サイトの画面を開示、漏洩する行為。但し、本契約に定める方法によりサービス対象者に対し結果報告を行う場合を除く。
  - (3) 事実と異なる情報をアップロードする行為。



- (4) ウイルス、ワーム等管理用サイトを汚染・破壊するおそれのある情報、ファイル及びソフトウェアを送信する行為。
  - (5) ログインID、パスワードの探知、ハッキング又はその他の手段により、本管理用サイトへの不法アクセスを試みる行為。
  - (6) 会員用サイトにおけるサービスの実施を妨げる行為又はそのおそれのある行為。
  - (7) その他会員用サイトを利用する上で不適切と当協会が判断する行為。
- 5 当協会が運用上、技術上及び法令上等の理由で会員用サイトの利用を一時的に中断する必要があると判断した場合、当協会は会員に事前に通知した上、一時的に会員用サイトの利用を中断することができる。但し、緊急を要する場合であって、当協会が事前に会員に通知することができないときは、事後適宜会員に報告すれば足りる。これらの場合、当協会は利用中断により生じた会員又は第三者の損害につき、一切の責任を負わない。

#### 第21条（変更の届出）

- 1 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく、所定の方法で当協会に変更の届出をするものとする。
- 2 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、当協会は一切その責任を負わない。

#### 第22条（当協会の責任）

- 1 当協会は、会員に許諾する名称等が第三者の権利を侵害しないことを保証しない。
- 2 当協会は、会員の作為又は不作為により、第三者が被った損害について一切責任を負わない。
- 3 会員は、自己の行為に関して全ての責任を負うものとし、第三者からクレームを受けた場合その他第三者との間で紛争が生じた場合は、速やかに当協会に報告するとともに、自己の責任と費用において、これらに対応するものとする。

#### 第23条（譲渡等）

会員は、当協会の事前の書面による承諾を得ることなく、会員の地位又は本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡、承継、担保に供する等一切の処分をしてはならない。

#### 第24条（退会）

- 1 会員は、退会する場合、退会希望日の2ヶ月前までに、所定の方法にて退会届を当協会に提出しなければならない。
- 2 会員が自己の有する認定資格を更新しない場合も第1項と同様とする。

#### 第25条（再入会）

- 1 会員は、前条第1項に基づき退会した場合であっても、再度第4条に定める入会の手続きをとることにより、再入会することができる。

- 2 認定資格を有する会員は、前条第2項に基づき認定資格を更新しなかった場合、当協会が開催する資格認定検定に再度合格することにより認定資格を再取得することができる。但し、退会後1年を経過した場合は、当該検定に先立ち、当協会が指定する講習を受講しなければならない。

#### 第26条（会員資格の停止・除名）

- 1 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当協会は、当該会員の会員資格の停止あるいは除名又は認定資格の停止あるいは剥奪の処分ができるものとする。
  - (1) 入会及び利用に際し虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - (2) 入会資格に抵触した場合
  - (3) 本規約又はその他の当協会が定める規則に違反した場合
  - (4) 当協会の知的財産権を侵害する行為を行った場合
  - (5) 当協会の名誉、信用を毀損する行為又は他の会員に迷惑となる行為があった場合
  - (6) 会費又は更新料を滞納した場合
  - (7) その他当協会が会員として不適当と判断した場合
- 2 当協会は、前項の処分とは別に、当該会員に対し、当協会が被った損害、損失及び生じた費用（弁護士費用を含む。）の賠償を請求することができる。

#### 第27条（会員資格及び認定資格の喪失）

- 1 会員は、退会した場合、除名された場合又は死亡した場合、その会員資格及び保有する認定資格を喪失する。会員は、会員資格を喪失後、認定資格のみを保有し続けることはできない。
- 2 会員が理由の如何を問わずその会員資格を喪失した場合、当該会員は、会員証、資格認定証、認定院の営業許可証、スクールのテキスト等、当協会又は当協会が指定する者から受領した一切を当協会に返却しなければならない。なお、会員が認定資格のみ喪失した場合には、当該会員は、資格認定証を返却するものとする。
- 3 会員が理由の如何を問わずその会員資格又は認定資格を喪失した場合、当該会員は、当該会員が使用を許諾された名称等又は当協会の名称と同一もしくは類似又は混同の生じるおそれのある表示、マーク及び標章を使用してはならない。
- 4 会員資格喪失後（理由の如何は問わない）も、第13条、第14条、第18条第6項、同条第7項、第22条、第23条、第26条第2項、本条、第29条及び第30条の規定は、なお有効に存続する。

#### 第28条（本規約の追加・変更）

- 1 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、当協会の理事会の決議により定める。
- 2 当協会の理事会の決議により、第11条のサービス及び特典の内容並びに会費あるいは更新料又は認定トレーナー会員の講師料を含めた本規約の全部又は一部を変

更することができる。なお、当協会理事会の決議により変更された規約は、当協会のWebサイト上で掲載した時点で効力を生じるものとする。

#### 第29条（条項の分離可能性）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、本規約のその他の条項は有効なものとして存続する。

#### 第30条（準拠法・裁判管轄）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

#### 附則

平成30年1月1日 制定